

作成は済んでいますか？

# 地震防災応急計画及び南海トラフ地震 対策計画の作成について

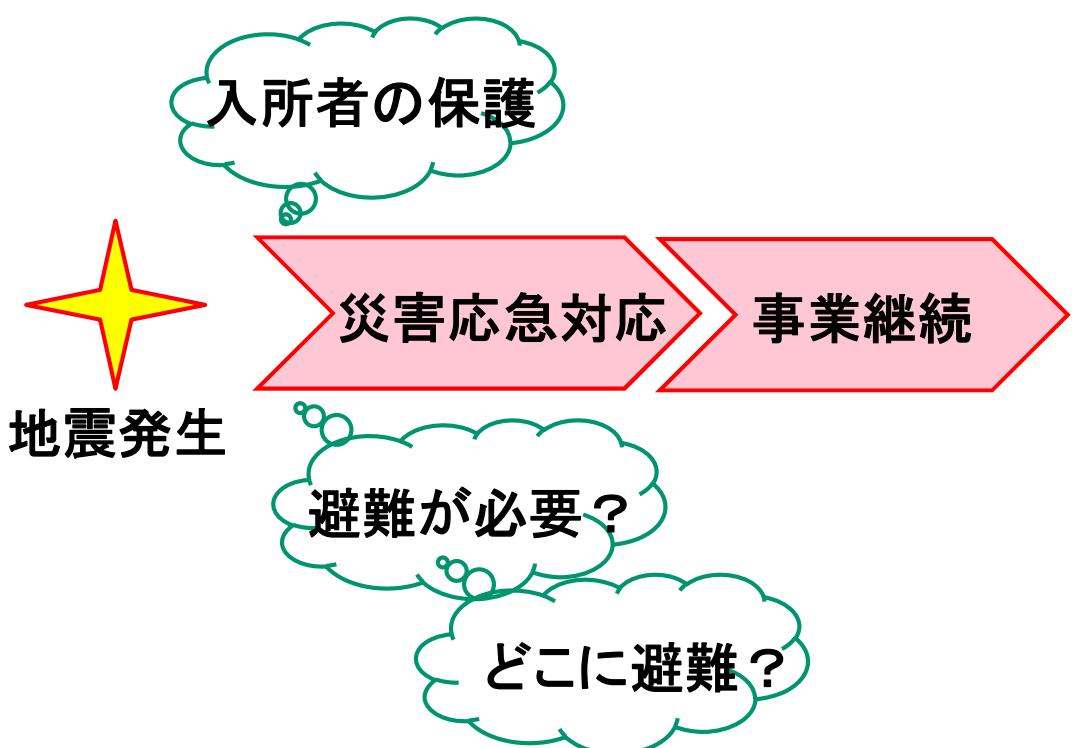


静岡県危機管理部危機情報課

富国有徳の理想郷ーしづおか  
ふじのくに



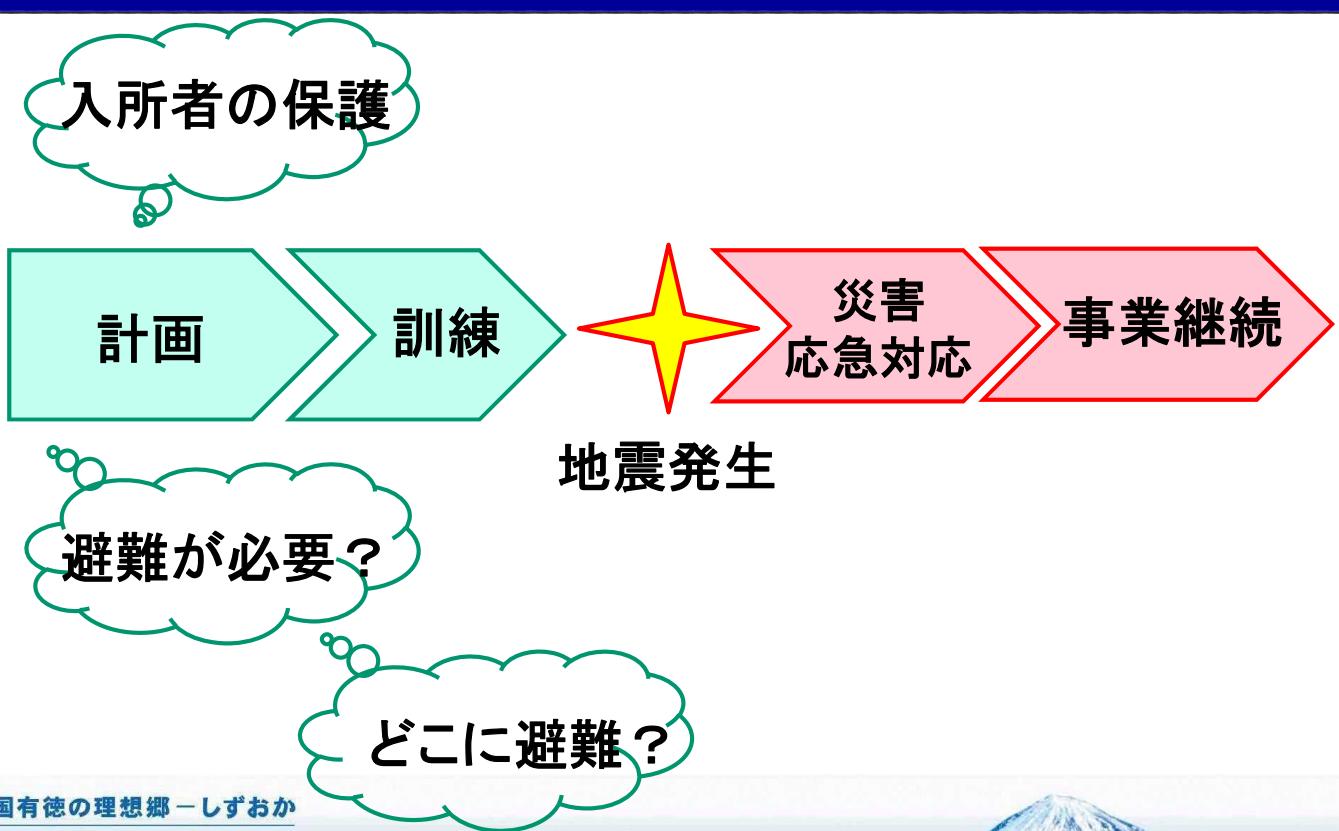
はじめに  
今、災害が発生したら??



富国有徳の理想郷ーしづおか  
ふじのくに



# はじめに 今、災害が発生したら??



## 目 次

- 1 地震防災応急計画と南海トラフ地震  
防災対策計画とは
- 2 応急計画と対策計画の作成義務者
- 3 応急計画と対策計画に定める事項
- 4 総合防災アプリ「静岡県防災」



# 1 地震防災応急計画と南海トラフ地震防災対策計画とは

計画内容	
地震防災 応急計画	<p>地震対策を事業所がどう行うかを 内容とする計画</p> <p>【大規模地震対策特別措置法】</p>
南海トラフ 地震防災 対策計画	<p>南海トラフ地震に伴い発生する <u>津波から</u>の円滑な避難の確保に 関し作成する計画</p> <p>【南海トラフ地震に係る地震防災対策の推 進 に関する特別措置法】</p>

ふじのくに



## 2 応急計画と対策計画の作成義務者

(地域と事業を確認)

対象地域	対象者
静岡県内の全域	大規模地震対策特別措置法施行令第4条各号に掲げる施設又は事業を管理し、又は運営する者 ⇒次ページのとおり
静岡県内は全域 <u>かつ</u> 南海トラフ地震津波浸水想定において、30cm以上の浸水が 想定される地域	南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令第3条各号に掲げる施設又は事業を管理、又は運営する者 ⇒次ページのとおり

富国有徳の理想郷－しづおか

ふじのくに



## 2 応急計画と対策計画の作成義務者 (対象事業を確認)

### 該当施設 ※応急計画、対策計画共通

- ・児童福祉施設【児童福祉法第7条】
- ・身体障害者社会参加支援施設【身体障害者福祉法第5条第1項】
- ・保護施設【生活保護法第38条第1項】
- ・婦人保護施設【売春防止法第36条】
- ・老人福祉施設【老人福祉法第5条の3】
- ・有料老人ホーム（常時10人以上の入所）【老人福祉法第29条】
- ・介護老人保健施設【介護保険法第8条第27項】
- ・障害福祉サービス事業の用に供する施設【障害者総合支援法第5条1項】
- ・障害者支援施設【障害者総合支援法第5条12項】
- ・地域活動支援センター【障害者総合支援法第5条26項】
- ・福祉ホーム【障害者総合支援法第5条27項】

富国有徳の理想郷－しづおか

ふじのくに



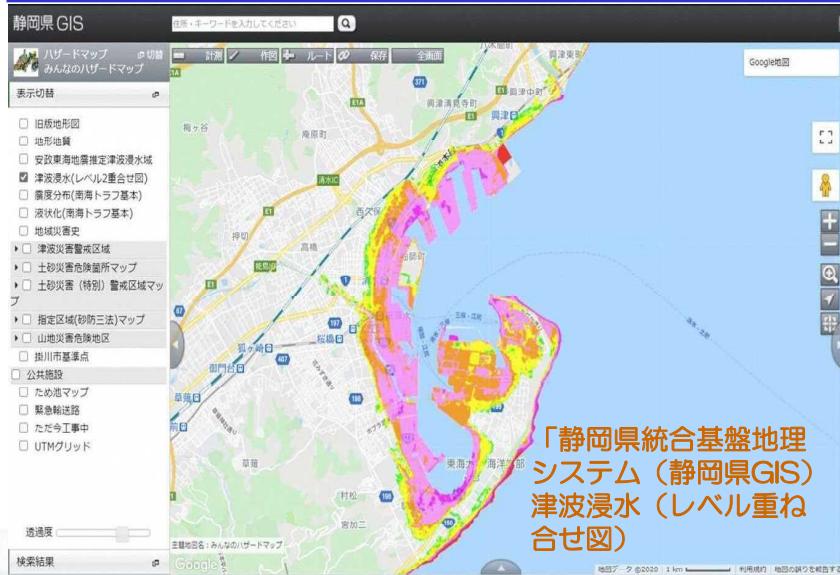
## 2 応急計画と対策計画の作成義務者

### 【津波浸水が30cm以上かの確認ツール】

#### 【対象市町】

静岡市駿河区・清水区、浜松市北区・西区・南区、下田市、熱海市、伊東市、沼津市、伊豆市、富士市、焼津市、牧之原市、磐田市、掛川市、袋井市、湖西市、御前崎市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町、吉田町

#### 静岡県G I S

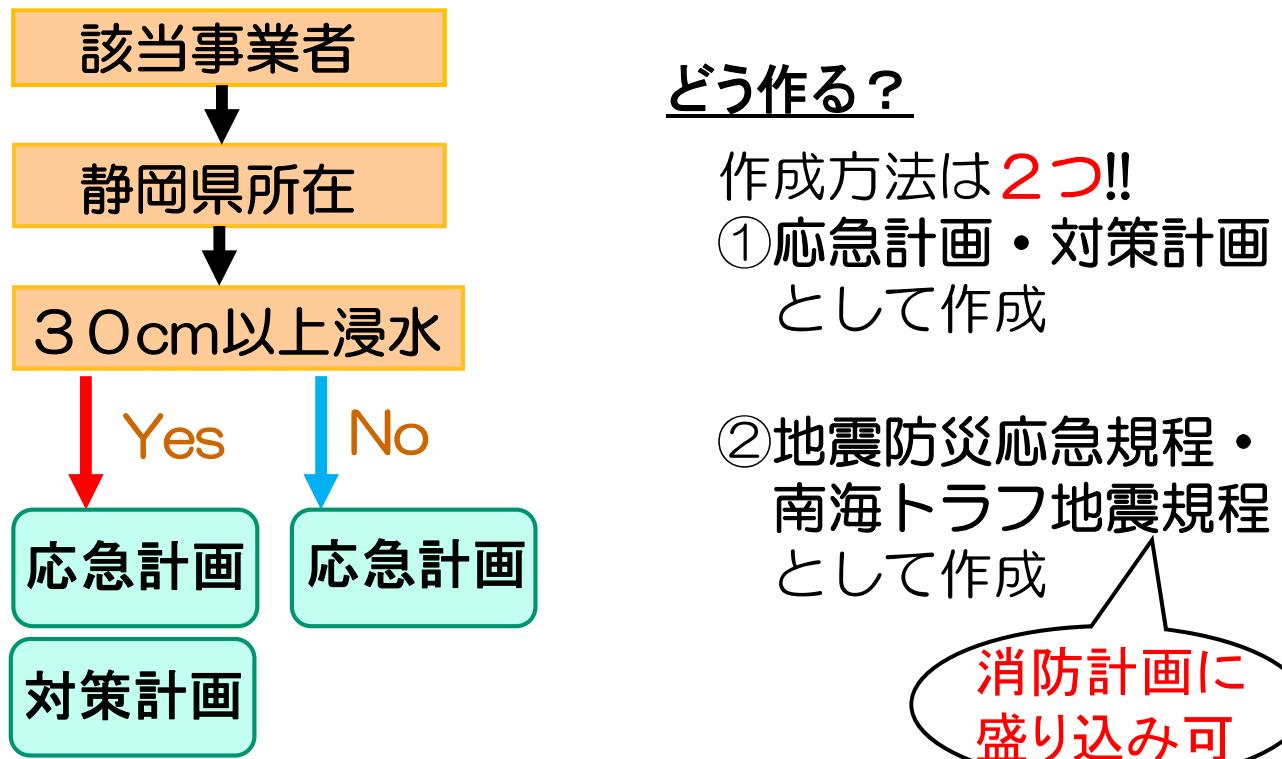


#### 総合防災アプリ「静岡県防災」



ふじのくに

# 1 地震防災応急計画と南海トラフ地震防災対策計画とは



富国有徳の理想郷－しづおか  
ふじのくに



# 1 地震防災応急計画と南海トラフ地震防災対策計画とは

	計画内容
地震防災応急規程	関係法令に基づく防災又は保安に関する計画又は規程に、応急計画に定める事項（ <u>地震防災規程</u> ）を定めた場合、応急計画とみなすことができる
南海トラフ地震防災規程	関係法令に基づく防災又は保安に関する計画又は規程に、対策計画に定める事項（ <u>南海トラフ地震防災規程</u> ）を定めた場合、対策計画とみなすことができる

⇒社会福祉施設の場合

**消防計画に応急計画・対策計画に定める事項を定めた場合には、計画を策定したとみなすことができる**

富国有徳の理想郷－しづおか  
ふじのくに



### 3 応急計画・対策計画に定める事項

#### 【地震防災応急計画】

項目	具体例
地震防災応急対策に関する事項	<ul style="list-style-type: none"><li>従業員への情報伝達</li><li>実施要員の確保（具体的な要員の確保、指揮系統を持った組織の配置）</li></ul>
津波からの円滑な避難の確保に関する事項	<ul style="list-style-type: none"><li>津波に関する情報伝達</li><li>避難対策（避難場所、避難経路、その他必要な対策）</li><li>実施要員の確保（具体的な要員の確保、指揮系統を持った組織の配置）</li></ul>
防災訓練に関する事項	<ul style="list-style-type: none"><li>大規模災害を想定した防災訓練の実施（津波避難訓練の実施、地域防災訓練への参加等）</li></ul>
地震防災上必要な教育及び広報に関する事項	<ul style="list-style-type: none"><li>職員等に対する地震防災上の教育の実施方法等</li><li>教育の内容 例：・地震・津波の知識 ・地震・津波に関して発表される情報の内容と発表時の職員の役割</li><li>広報の内容 例：・各地域における避難場所及び避難経路</li></ul>

富

ふじのくに



### 3 応急計画・対策計画に定める事項

#### 【対策計画】

項目	具体例
南海トラフ地震に伴い発生する津波からの円滑な避難の確保に関する事項	<ul style="list-style-type: none"><li>津波に関する情報伝達</li><li>避難対策（避難場所、避難経路、その他必要な対策）</li><li>実施要員の確保（具体的な要員の確保、指揮系統を持った組織の配置）</li></ul>
時間差発生等における円滑な避難の確保に関する事項	南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合における災害応急対策措置に関する事項
防災訓練に関する事項	<ul style="list-style-type: none"><li>大規模災害を想定した防災訓練の実施（津波避難訓練の実施、地域防災訓練への参加等）</li></ul>
地震防災上必要な教育及び広報に関する事項	<ul style="list-style-type: none"><li>職員等に対する地震防災上の教育の実施方法等</li><li>教育の内容 例：・地震・津波の知識 ・臨時情報の内容と発表時の職員の役割</li><li>広報の内容 例：・各地域における避難場所及び避難経路 ・臨時情報発表時の出火防止対策</li></ul>

富

ふじのくに



### 3 応急計画・対策計画に定める事項

#### 【社会福祉施設が個別に定める事項】

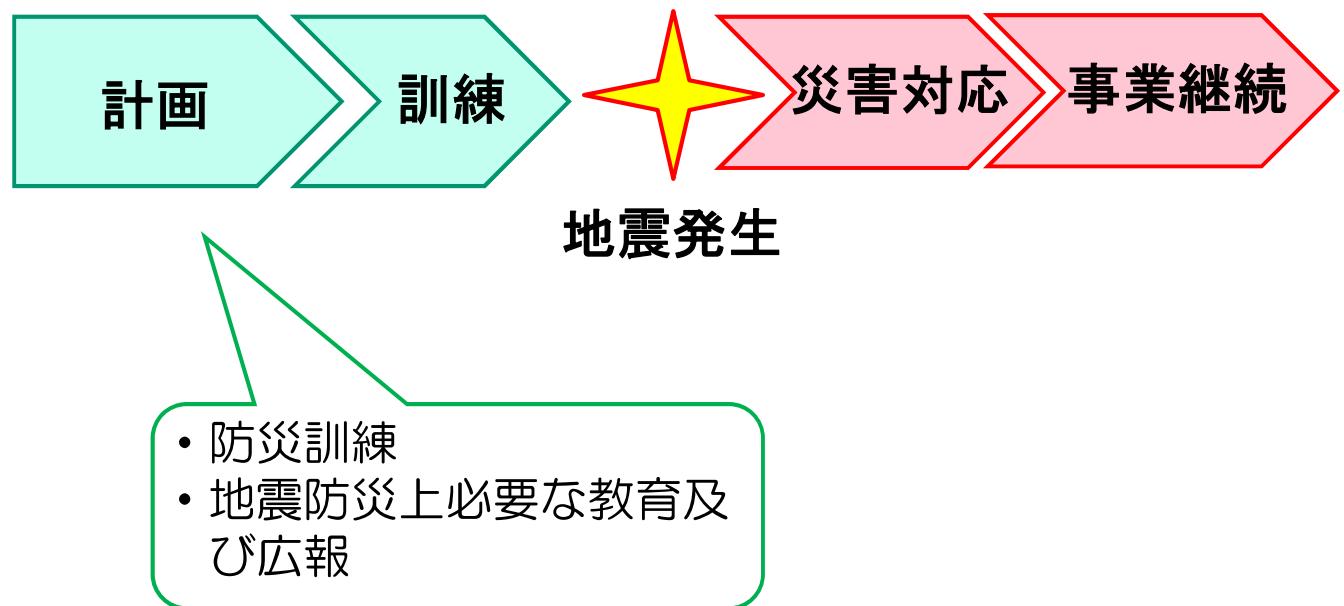
##### ◆応急計画

項目	具体例
具体的な避難場所、避難経路、避難誘導方法、避難誘導実施責任者等	※要配慮者の避難誘導について配慮すること

##### ◆対策計画

項目	具体例
入所者等の保護及び保護者への引継ぎ方法	施設の種類や性格及び個々の施設の耐震性・耐浪性を考慮してその内容を定める
避難経路、避難誘導方法、避難誘導実施責任者等 ※社会福祉施設が事前避難対象地域にある場合)	要配慮者の避難誘導について配慮する

#### 災害発生後のリスクを軽減するために



# 4 総合防災アプリ「静岡県防災」



県が開発したスマートフォン向け防災アプリ  
緊急時・平常時に役立つ6つの機能を搭載！



令和2年4月より  
11カ国語にも対応

# 4 総合防災アプリ「静岡県防災」

## 【マップ機能】



避難場所・避難場所を確認！

富国有徳の理想郷ーしづおか  
ふじのくに



雨雲の動きを確認！



河川カメラ



河川の様子をスマホで確認！

# 4 総合防災アプリ「静岡県防災」

## 【避難トレーニング】



富国有徳の理想郷ーしづおか  
ふじのくに

# 4 総合防災アプリ「静岡県防災」

## 【防災情報・お知らせ】



富国有徳の理想郷ーしづおか  
ふじのくに

# 4 総合防災アプリ「静岡県防災」

## 【マップ機能】

インストールは「静岡県防災」で検索

!

